

5. 第3期介護保険事業（支援）計画作成について

第3期介護保険事業（支援）計画の作成に関する事項については、全国介護保険担当課長会議等において数次にわたりお示ししてきたが、その内容を踏まえ、現段階における第3期介護保険事業計画に盛り込むべき項目の全体像を以下のとおり整理したので、各自治体においては、計画作成の準備を進められたい。

| 市町村介護保険事業計画 | 都道府県介護保険事業支援計画 |
|---|---|
| (1) 市町村介護保険事業計画の <u>基本的理念（目的及び特色）</u> | (1) 都道府県介護保険事業支援計画の <u>基本的理念（目的及び特色）</u> |
| (2) 平成26年度における高齢者介護の姿及び目標値等 ① <u>介護保険施設（地域密着型介護老人福祉施設含む。）及び介護専用居住系サービスの利用者数が要介護2以上の者の割合に対して37%以下となるよう目標値を設定</u> ② <u>多様な住まいの普及の推進に関すること</u> ③ <u>介護保険施設入所者は要介護2以上、そのうち要介護4以上の者の割合が70%以上となるよう目標値を設定</u> | (2) 平成26年度における高齢者介護の姿及び目標値等 <u>介護保険施設（地域密着型介護老人福祉施設含む。）の個室・ユニットケアの割合が50%以上（特養が70%以上）となるよう目標値を設定</u> 等 |
| (3) 市町村介護保険事業計画の作成のための体制 | (3) 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制 |
| (4) <u>日常生活圏域の設定</u> | (4) 老人保健福祉圏域の設定 |
| (5) 要介護者等の実態の把握 | |
| (6) 被保険者の現状 | (5) 被保険者の現状 |
| (7) 介護給付等対象サービスの現状 | (6) 介護給付等対象サービスの現状 |
| (8) 各年度における被保険者の状況の見込み | (7) 各年度における被保険者の状況の見込み |
| (9) 各年度における介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の種類ごとの量の見込み ① <u>市町村及び日常生活圏域ごとの地域密着型サービスの量の見込み</u> | (8) 各年度における介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の種類ごとの量の見込み ① <u>地域密着型サービスの量の見込み</u> ② <u>その他介護給付等対象サービスの量の見込み</u> |

| 市町村介護保険事業計画 | 都道府県介護保険事業支援計画 |
|---|--|
| <p><地域密着型サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間対応型訪問介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 <p>②その他介護給付等対象サービスの量の見込み</p> <p><居宅サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・通所介護 ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・特定施設入居者生活介護 ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売 <p><居宅介護支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援 <p><施設サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉施設サービス ・介護保健施設サービス ・介護療養施設サービス <p>③市町村及び日常生活圏域ごとの必要利用定員総数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | <p>③必要利用定員総数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護専用型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 <p>④必要入所定員総数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・指定介護療養型医療施設 <p>※圏域を単位とする広域的調整、市町村介護保険事業計画との整合性の確保</p> |

| 市町村介護保険事業計画 | 都道府県介護保険事業支援計画 |
|--|---|
| (10) 介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の種類ごとの見込み量の確保のための方策 | |
| <p>(11) 各年度における介護給付等対象サービス（<u>予防給付に係るものに限る。</u>）の種類ごとの量の見込み</p> <p>①市町村及び日常生活圏域ごとの地域密着型サービスの量の見込み</p> <p><介護予防地域密着型サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護 <p>②その他介護給付等対象サービスの量の見込み</p> <p><予防サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護 ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防居宅療養管理指導 ・介護予防通所介護 ・介護予防通所リハビリテーション ・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療養介護 ・介護予防特定施設入居者生活介護 ・介護予防福祉用具貸与 ・特定介護予防福祉用具販売 <p><介護予防支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防支援 | <p>(9) 各年度における介護給付等対象サービス（<u>予防給付に係るものに限る。</u>）の種類ごとの量の見込み</p> <p>①地域密着型サービスの量の見込み</p> <p>②その他介護給付等対象サービスの量の見込み</p> |
| (12) 介護給付等対象サービス（ <u>予防給付に係るものに限る。</u> ）の種類ごとの見込み量の確保のための方策 | |

| 市町村介護保険事業計画 | 都道府県介護保険事業支援計画 |
|---|--|
| | <p>(10) <u>介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項</u></p> <p>① <u>介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備に関する事項</u></p> <p>② <u>個室・ユニットケア化の計画に関する事項</u></p> <p>③ <u>個室・ユニットケア化の普及のための方策に関する事項</u></p> |
| <p>(13) <u>地域支援事業等</u></p> <p>① <u>地域支援事業に要する費用の額</u></p> <p>② <u>地域支援事業の量の見込み</u> (必須事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防事業 ・包括的支援事業 ◇介護予防マネジメント事業 ◇総合相談支援事業 ◇地域ケア支援事業 <p>(任意事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費適正化事業 ・権利擁護事業 ・家族支援事業 等 <p>③ <u>保健福祉事業に関する事項</u></p> | |
| <p>(14) <u>地域支援事業の見込量の確保のための方策</u></p> | |
| | <p>(11) <u>介護サービス情報の公表に関する事項</u></p> |
| | <p>(12) <u>介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項</u></p> |
| <p>(15) <u>介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項</u></p> | <p>(13) <u>介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項</u></p> |

| 市町村介護保険事業計画 | 都道府県介護保険事業支援計画 |
|---|--|
| (16) 介護給付等対象サービス（ <u>予防給付に係るものに限る。</u> ）及び <u>地域支援事業の円滑な提供</u> を図るための事業に関する事項 | (14) 介護給付等対象サービス（ <u>予防給付に係るものに限る。</u> ）の円滑な提供を図るための事業に関する事項 |
| ----- (17) 市町村特別給付に関する事項 | ----- |
| (18) 市町村介護保険事業計画の作成の時期 | (15) 都道府県介護保険事業支援計画の作成の時期 |
| (19) 市町村介護保険事業計画の期間及び見直しの時期 (<u>3年を1期</u>) | (16) 都道府県介護保険事業支援計画の期間及び見直しの時期 (<u>3年を1期</u>) |
| (20) 市町村介護保険事業計画の達成状況の点検 | (17) 都道府県介護保険事業支援計画の達成状況の点検 |
| (21) その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために市町村が必要と認める事項 | (18) その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を支援するために都道府県が必要と認める事項 |

注 下線部の箇所については、今回追加又は変更となった事項